PHR サービス事業協会は、様々な医療、健康関連データを活用し、利用者の健康状態の可視化や行動変容、医療従事者との共有等の様々な商品・サービスを提供する事業者が主導する我が国初の PHR サービス事業者団体として、2023 年 7 月 10 日に設立されました。

超高齢化社会や生活習慣病が増大する中、PHR の利活用に期待が集まっています。健康診断結果、処方箋、病歴などの PHR は一元管理できるため、利用者自身が必要なときにアクセスできます。これにより、医療機関を受診する際に必要な情報を迅速に提供できます。利用者は PHR により、自身の健康状態を把握し、自己管理を行う意識が高まります。PHR を分析することで、生活習慣の改善や予防対策を行うことができますし、異常値を早期に検出することで、病気の進行を防ぐことができ、健康を維持できる可能性が高まります。

また PHR の相互運用性の向上により、異なる PHR サービス間で情報を共有できるようになることも期待されています。

さらに、PHR の活用により、医学の発展や新産業の創生にも寄与し、民間企業における PHR を活用した新たなサービス提供やイノベーションが加速されることが予測されています。

一方、PHR の普及にはセキュリティや相互運用性の課題があります。また、PHR サービスの活用を広げるためには、PHR サービスが個人や社会の健康づくりに役立つものであり、安心して活用できるものであると広く認識していただく必要があります。

これらの課題を克服することで、PHR は社会の健康づくりに役立つ重要なツールとなる可能性を秘めています。

このたび、経済産業省、厚生労働省、総務省が共同で作成した「民間 PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を参考に、PHR 普及推進協議会が策定した「民間事業者のPHR サービスに関わるガイドライン(第 2 版)」を見直し、PHR 普及推進協議会と共同にて、ガイドライン第 3 版を発出することといたしました。

本ガイドラインでは、個人情報保護やセキュリティ確保、リコメンデーション・表示・広告の在り方、運用体制などについて具体的なルールを示しました。

今後、民間事業者がガイドラインを参考に、PHR サービスの品質向上と信頼性の確保に努めることで、PHR サービス産業が発展し、国民の健康寿命の延伸や豊かで幸福な生活(Well-being)の一助になれば幸いです。

令和6年6月吉日

PHR サービス事業協会 サービス品質委員長 古屋 博隆